

京都府最低賃金のお知らせ

京 都 労 働 局

— 京都府最低賃金を14円引き上げ —

京都府最低賃金(地域別最低賃金)を平成25年10月24日から14円引き上げて773円に改正することになりました。

	現 行	改正金額	適用対象
京 都 府 最低賃金 (時間額)	759円	773円	京都府下の事業場で働くすべての労働者及びその使用者

京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者(アルバイト・パートタイマー等を含む)を使用することはできません。

除 外 賃 金

最低賃金には次の賃金は算入されません

- ① 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 時間外・休日及び深夜手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳細は京都労働局労働基準部賃金室(電話 075-241-3215)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

京 都 府 で 働 く す べ て の 方 へ。
確 認 し ま し ょ う !
最 低 賃 金